

アジア恐竜協会定款（訳）

第1条 名称

本会はアジア恐竜協会と称する。英文名称はAsia Dinosaur Association（略称ADA）とする。

第2条 目的

本会は、アジアの恐竜やそれに関連した古生物学や地質学の研究促進に貢献するとともに、恐竜研究の進歩と普及を図り、後進育成ならびに恐竜文化の発展に寄与する事を目的とする。

第3条 事業

前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 原則として2年に1回、総会を開催する。
- (2) 恐竜に関する研究の推進、奨励ならびに支援
- (3) 恐竜に関する研究成果の公表、普及ならびに情報の提供
- (4) 恐竜研究に関する技術指導、人材育成
- (5) 恐竜に関する教育、普及、啓発
- (6) 関連する諸団体ならびに諸機関との交流および協力
- (7) 前号にあげるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 機構

- 1 理事会の中から、1名の名誉理事長、1名の理事長および若干名の副理事長を選出する。
- 2 理事長および副理事長の任期は4年とする。
- 3 理事長国から事務局長を選出する。
- 4 副理事長は参加各国から1名ずつ選出する。
- 5 参加国は最大2名の副事務局長を定めることができ、その任期は4年とする。
- 6 本会の本部事務局を福井県立恐竜博物館に設置する。本部事務局には執行事務局長を置き、福井県立恐竜博物館職員から選出する。

第5条 理事会

- 1 理事会は、名誉理事長、理事長、副理事長、事務局長、副事務局長、執行事務局長で構成される。
- 2 理事会は本会を管理・運営する。ただし軽微なものは本部事務局に一任する。
- 3 理事会はEメール、電話、電子通信その他の通信技術をもって開催と採決を執り行うことができる。

第6条 会計

- 1 本会の会計責任者は本部事務局の執行事務局長とする。
- 2 本部事務局には2名の会計監査員をおく。
- 3 特殊な事例を除き、会計支出は本部事務局に一任される。

第7条 会員

別途定める。

第8条 改訂

本定款の改訂は理事会の過半数の賛成を得て決定する。

附則

本定款は2013年7月12日より発効する。